

議案第107号

訴えの提起について

奨学金の返還の請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

平成24年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 事件の要旨

相手方は、奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にもかかわらず、その返還を行わなかったため、奨学金の返還を求めるもの

2 請求の趣旨

相手方に対し奨学金の返還を求めるもの

相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

3 訴訟遂行の方針

相手方から奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。